

全国厚生労働関係部局長会議 説明資料

1. 健康危機管理対策の推進について P 1
 2. 平成22年度厚生労働省科学技術関係予算案について P 6
- (参考) 強毒型新型インフルエンザ対応厚生労働省業務継続計画について P 12



大臣官房 厚生科学課

健康危機管理対策の推進について

大臣官房厚生科学課 

健康危機管理室

責任者：鹿沼 均

担当者：森 伸生 田邊 敏之

連絡先：03-3595-2171

厚生労働省健康危機管理基本指針

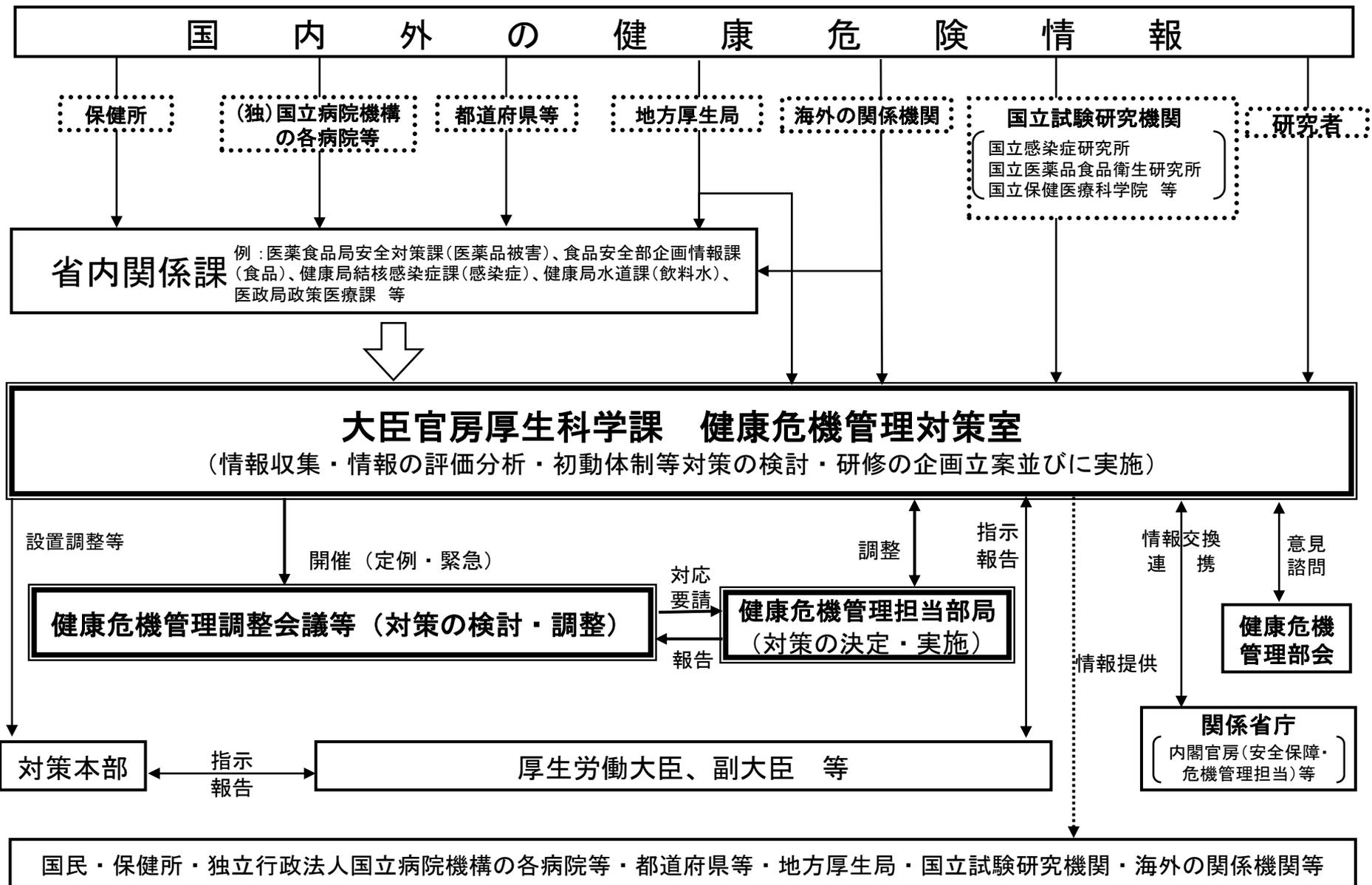
- 平成9年1月に

「厚生省健康危機管理基本指針」

を策定

- 「健康危機管理対策室」を設置
- 「健康危機管理調整会議」及び「幹事会」を毎月1回ずつ開催（第2，第4金曜日）
- 有事には、緊急の調整会議を召集

厚生労働省健康危機管理体制のイメージ図



近年の国内健康危機管理事例

- ▶ 平成 7年 阪神・淡路大震災、地下鉄サリン事件
- ▶ 平成 8年 堺市O-157食中毒
- ▶ 平成10年 和歌山市毒物混入カレー事件
- ▶ 平成11年 東海村臨界事故
- ▶ 平成12年 有珠山噴火、雪印乳業製品食中毒
三宅島噴火
- ▶ 平成13年 兵庫・明石花火大会事故
- ▶ 平成14年 FIFAワールドカップ、
重症急性呼吸器症候群(SARS)
- ▶ 平成16年 大型台風(台風23号)、新潟中越地震
スギヒラタケ脳症
- ▶ 平成17年4月 福知山線尼崎脱線事故
- ▶ 平成19年7月 新潟中越沖地震
- ▶ 平成20年 中国ギョーザ等
- ▶ 平成21年 新型インフルエンザ

平時の健康危機管理業務

1. 健康危機情報の監視

- 関係者との円滑な連携・組織と信頼関係の構築

2. 公衆衛生対応、および、初動期医療の整備

- 通信環境等の対策資材の整備
- 希少医薬品・医療機器の備蓄
- 初動期医療(自然災害、自然災害以外)

3. 危機管理関連の調査研究

- 危機事態の被害予測とその対策
- 国内外の動向の把握

4. ガイドラインの整備、訓練・研修会の実施

- 対策計画の策定
- 被害の極小化措置(二次災害の予防)

平成22年度科学技術関係施策 予算案の概要について

大臣官房厚生科学課 

責任者：三浦 公嗣

担当者：加藤 幸介

連絡先：03－3595－2171

科学技術研究の推進に係る基本的考え方

安全・安心で質の高い健康生活を実現

健康安心の推進

- 母性及び乳幼児の健康保持増進に係る研究
- 生活習慣病に関する研究
- こころの健康の推進に関する研究
- がん予防・診断・治療法の研究
- 介護予防の推進に関する研究
- 免疫・アレルギー疾患の克服に向けた研究
- 障害・難病などのQOL向上のための研究 等

先端医療の実現

- 先端医療実現のための基盤技術の研究
- 治験・臨床研究の基盤整備の推進
- 健康研究の推進 等

健康安全の確保

- 新興・再興感染症等の研究
- 健康危機管理対策の研究
- 労働安全衛生の研究
- 医療等の安全の研究
- 医薬品・医療機器等のレギュラトリーサイエンスの研究
- 食品の安全の研究 等

第3期科学技術基本計画等に基づいて推進

厚生労働科学研究について

糖尿病患者...約**247**万人
HIV感染者...**10,552**人
がん患者...約**142**万人
がんによる死亡...約**34**万人
(死亡者の総数の**30**%)
B型肝炎ウイルスキャリア...約**100~130**万人
C型肝炎ウイルスキャリア...約**150~190**万人

自殺死亡者数...**3**万人以上
要介護認定者...約**455**万人
高血圧性疾患患者...約**781**万人
身体障害児・者...**366**万人
知的障害児・者...**55**万人
精神障害者...**303**万人

労働災害による死亡者数...**1,268**人
輸入食品の割合...約**6**割(エネルギーベース)
合計特殊出生率...**1.37**



疾病や障害等の克服
健康や安全に関する懸念の解消
国民の多様なニーズへのきめ細かな対応

科学的根拠

厚生労働
科学研究
による貢献

(例)

- ・ 疾病の診療ガイドラインの策定
- ・ 革新的な医薬品・医療機器等の開発
- ・ 成果の法律や規制等への反映



安全・安心で
質の高い健康
生活の実現

データは「国民衛生の動向 2009」・障害者白書(平成21年度版)より
(必ずしも最新のものではない場合がある)

厚生労働科学研究費補助金制度の概要

○ 厚生労働科学研究費補助金は、国民の保健・医療・福祉・生活衛生労働安全衛生などに関する行政施策の科学的な推進を確保し、並びに技術水準の向上を図ることを目的とし、独創的又は先駆的な研究や社会的要請の強い諸問題に関する研究について、原則公募の上交付。

○ なお、当該補助金については、競争的な研究環境の形成を行い、厚生労働科学研究の振興を一層推進する観点から、厚生労働省のホームページに公募要項を掲載しており、また、平成20年1月以降の公募については、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)を用いて公募を行っているところ。

平成22年度科学技術関係予算案の概要

平成22年度予算額(案)

科学技術関係予算

うち厚生労働科学研究費補助金

1,541億円(1,351億円・+14%)

473億円(484億円・-2.4%)

厚生労働科学研究費補助金に係る平成22年度予算案の概要

(行政政策研究分野)		(厚生科学基盤研究分野)	
行政政策研究事業	約8億円(約8億円)	先端的基盤開発研究事業	約66億円(約69億円)
厚生労働科学特別研究事業	約3億円(約4億円)	臨床応用基盤研究事業	約60億円(約62億円)
(疾病・障害対策研究分野)		(健康安全確保総合研究分野)	
成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業(仮称)	約5億円(約5億円)	地域医療基盤開発推進研究事業	約7億円(約7億円)
第3次対がん総合戦略推進事業	約58億円(約58億円)	労働安全衛生総合研究事業	約1億円(約1億円)
生活習慣病・難治性疾患克服総合研究事業	約131億円(約136億円)	食品医薬品等リスク分析研究事業	約32億円(約33億円)
長寿・障害総合研究事業	約31億円(約33億円)	健康安全・危機管理対策総合研究事業	約4億円(約4億円)
感染症対策総合研究事業	約66億円(約62億円)		

厚生労働科学研究費補助金に おける主な拡充施策について

主な拡充施策

・成育疾患克服等次世代育成基盤研究事業(仮称)	約5.3億円(約4.8億円)
・生活習慣病・難治性疾患克服総合研究経費 (難治性疾患克服研究)	100.0億円(100.0億円)
・臨床応用基盤研究事業 (医療技術実用化総合研究(臨床研究推進研究))(仮称)	約29.3億円(約26.6億円)
・先端的基盤開発研究事業(再生医療実用化研究)	約5.7億円(約5.4億円)
・長寿・障害総合研究事業(認知症対策総合研究)	約3.6億円(約3.4億円)
・感染症対策総合研究事業 (新型インフルエンザ等新興・再興感染症研究)	約28.9億円(約26.1億円)
・食品医薬品等リスク分析研究事業 (医薬品・医療機器等レギュラトリーサイエンス総合研究)	約6.5億円(約6.1億円) 等

(参考)

強毒型新型インフルエンザ対応 厚生労働省業務継続計画(案)について

- ① H21年8月、新型インフルエンザ関係省庁対策会議幹事会において、「新型インフルエンザ対応中央省庁業務継続計画ガイドライン」(内閣官房)が策定された。
- ② 各省庁は、このガイドラインに沿って、それぞれの業務継続計画を策定予定である。
- ③ 厚生労働省においても、強毒型新型インフルエンザ発生時に、必要な業務を継続することができるよう、業務継続計画を策定している所である。

厚生労働省業務継続計画(案)の概要

1. 強毒型新型インフルエンザ発生による影響

強毒型新型インフルエンザ発生

蔓延時のピークには、

- ・ 全人口の **25%** が罹患
- ・ 医療機関の受診者： **1,300~2,500万人**
- ・ 死亡者： **17~64万人**
- ・ 一つの流行の波が約2か月続き、その後流行の波が2~3回繰り返される
- ・ 職員本人の罹患や罹患した家族の看病等により、**職員の40%程度が欠勤**するといった事態が発生

厚生労働省においても、職員の欠勤、関連事業者の休業、物資の不足など、業務を遂行するために必要な人員、物資、情報等の必要資源が、十分に得られない事態になることも

強毒型新型インフルエンザ発生時においても、厚生労働省がその求められる機能を維持し、必要な業務を継続することができるよう、発生時の社会の状況を想定し、適切な対策を講ずるために、業務継続計画を策定

2. 厚生労働省に求められる役割と、業務継続の基本方針

厚生労働省に求められる役割

厚生労働省は、保健医療政策、社会保障政策、労働政策を通じて、将来にわたる国民生活の質の向上と、社会経済の発展に寄与することをその使命としている。

この使命を達成するため、強毒型新型インフルエンザの脅威をできる限り抑制し、国民の生命と健康を守ることが必要である。また同時に、国民生活の基盤となる社会保障制度を維持し、労働者の安全と健康を守ることが求められる。

○国民の生命を守り、健康を維持する

強毒型新型インフルエンザの国内侵入を防ぐ対策を講じるとともに、国内感染拡大を防止と、適切な医療の提供を行うことで強毒型新型インフルエンザの流行を遅らせ、その被害を低減させる。同時にその他の医療提供が不可欠な疾患等への対応を継続させる等により、国民の生命・健康を守る

○国民生活の安全・安心を実現する

約2カ月に渡り社会経済が停滞する中で、国民生活の基盤となる社会保障制度を維持し、社会的弱者対策を図るとともに、治安維持に努め、国民に安全な生活を提供する。

業務継続の基本方針

- ① 強毒型新型インフルエンザ対策業務を優先的に実施する
- ② 最低限の国民生活の維持等に必要な業務（以下「一般継続業務」という。）を継続できるよう、必要な人員、物資、情報入手体制、相互連携体制等を確保する
- ③ 強毒型新型インフルエンザ対策業務及び一般継続業務（以下「発生時継続業務」という。）を実施及び継続するため、国内における強毒型新型インフルエンザの発生以降、発生時継続業務以外の業務を一時的に縮小又は中断し、発生時継続業務に従事する職員が欠けた場合の代替要員として確保する。
- ④ 特に、感染拡大につながるおそれのある業務については、積極的に中断する。

3. 業務の分類と人員計画

- 強毒型新型インフルエンザによる職員の欠勤に対応し、また強毒型新型インフルエンザ対策に必要な人員を確保するため、厚生労働省の業務を下記のとおり分類する。
- 縮小業務は業務の規模を縮小し、中断業務は業務を中断し、強毒型新型インフルエンザ対策業務及び一般継続業務の実行に必要な人員を確保する。

a 新型インフルエンザ対策業務

強毒型新型インフルエンザの発生に伴い、実施しなければならない新規業務

- ・ 強毒型新型インフルエンザの感染拡大防止
- ・ 強毒型新型インフルエンザワクチン、抗インフルエンザ薬の確保
- ・ 必要な医療体制の整備 等

b 一般継続業務

- 強毒型新型インフルエンザ発生に伴う人員縮小時においても、従来どおり継続しなければ、国民の健康、財産に深刻な弊害が生じうるもの
 - ・ インフルエンザ以外の疾病にかかる医療の提供
 - ・ 年金、失業給付、生活保護等国民の生活基盤となる給付
 - ・ 失業者に対する雇用対策
- 厚生労働省として業務を行うにあたり、必要不可欠な運営・管理
 - ・ 職員の勤務管理、給与の支給
 - ・ 庁舎管理

c 縮小業務

- 中長期的な施策の検討等、延期できるもの
 - ・ 新規施策の企画・立案
 - ・ 白書、年次報告書等の作成
- 事前の連絡調整により縮小可能なもの
 - ・ 予算・経理に関する業務
 - ・ 文書管理、国会対応等

d 中断業務

- 完全に中断することが可能、又は中断することが望ましいもの
 - ・ 調査頻度の低い調査・統計
 - ・ 国際関連業務等
- 感染防止のため積極的に中止するもの
 - ・ 遠隔地への出張
 - ・ 会議、式典等多数の者が集まるもの

4. その他の対応

- 感染拡大を防止し、業務を継続するための庁舎管理
 - ・ 感染防止に必要な機材（マスク、消毒薬等）の確保
 - ・ 業務に必要なOA機器の管理、ネットワークシステムの保全 等

- 感染防止策の徹底
 - ・ 入館管理計画の策定と実行
 - ・ 省内で発症者が出た場合の措置

- 回復期（感染が収まりつつある時期）における通常体制への復帰計画